

役員退職金規程

平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国求人情報協会の常勤役員（以下「役員」という。）に対する退職金の支給について定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第 2 条 退職金は、役員が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ。）にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職金の額は、その者が退職した日における基本給に 100 分の 12.5 を乗じて得た額に在職月数を乗じて得た額の範囲内とする。

(在職期間)

第 3 条 在職期間の月数の計算は、任命された日の属する月から退職した日の属する月までとし、端数月がある月は 1 月とする。

2 役員が任期満了の日（定款第 29 条第 2 項の規定により引き続き職務執行中の役員にあっては、その終了した日）に再び同一の役職の役員に任命されたときは、退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

3 役員が任期満了の日又はそれ以前の日において役職を異にする役員に任命されたときは、退職金の支給については、その任命された日の前日に退職したものとみなす。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人全国求人情報協会の設立登記のあった日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。